静岡済生会総合病院医学雑誌 35（1）：63-64，2025

静岡済生会総合病院医学雑誌　投稿及び掲載指針

令和 5 年 3 月 30 日版

（目的）

第 1 条　静岡済生会総合病院（以下、「当院」という。）及び関係施設における研究・医療・教育・経営・倫理・福祉活動等を掲載する「静岡済生会総合病院医学雑誌」（以下、「本誌」という。）は、当院内のみならず、社会における医療・医学の発展に寄与し、人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。この目的を達成するため、本指針は法令及びコンプライアンス等に則って論文を投稿及び掲載することを目的とする。

（論文の内容）

第 2 条　論文の形式は、原著論文、症例報告、総説、活動報告等とする。領域については、医学、歯学、看護学、薬学、医療技術、栄養、心理、福祉、医療事務、倫理、経営などとし、研究的な内容だけではなく、日常の業務活動の発展的な内容も対象とする。

2　論文は、他の出版物に寄稿、執筆されていないものとする。ただし、学会や研究会などの講演や専門家会議等で既発表または発表予定であるものはこの限りではないが、その場合には、その旨を原稿末尾に記載する。

（投稿の受付・手続及び採否）

第 3 条　「院内研究発表会」で優れた発表をした者及び編集局（教育・臨床研究委員会）が推薦する者へ優先的に執筆を勧めることがある。

2　掲載を希望する者は、本指針及び別に定める要領を遵守した論文を定められた期日までに編集局に提出する。

3　掲載の採否は、査読を経て編集長（教育・臨床研究委員会委員長が指名した者）が決定する。

（倫理規定）

第 4 条　ヒトに関連した研究は、「ヘルシンキ宣言（1964 年採択、2013 年改訂）」及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省　令和 4 年 3 月 10 日改正）」等の関連法規を遵守し、当該施設の倫理委員会で承認済みであることを記載する。

（個人情報保護）

第 5 条　投稿に際しては、個人の権利利益を不当に侵害しないように、個人情報保護法などの関連法規の趣旨を理解し、遵守する。

（利益相反について）

第 6 条　論文の内容に関し、共同著者を含めた全著者は当該論文に利益相反がある場合は、本文に記載する。なお、利益相反事項がない場合には、『本論文内容に関連する利益相反事項はない』と執筆論文の末尾に記載する。

（査読）

第 7 条　論文は数名以上の編集局員（必要に応じて編集長が適当と認めた院内外の専門家を含める）が査読を行い、「採択」「修正後採択」「修正後再査読」「不採用」を決定し、必要に応じて論文の加除訂正を掲載を希望する者に依頼する。また、英語論文の場合は、当院負担にて外部に英文添削や校正を依頼することできる。

Presented by Medical*Online

（著作権）
第８条　本誌に掲載された文章および写真や図、表などの著作権は当院に帰属する。掲載にあたり代表著者は共同著者全員が署名をした「著作権委譲承諾書」を編集局へ提出する。原本は編集局で保管する。
2　著作権委譲は、著者自身が文章、写真、図及び表を使用する権利を拘束するものではないが、再利用する場合には、事前に編集局まで連絡または再利用の際には出典を記載する。

（公開）
第９条　論文は当院ホームページ内、「メディカルオンライン」及び「J-STAGE」で公開する。原則として非冊子体とするが、関係機関への配布用として必要部数を作成することがある。

（本指針等に関する問い合わせ）
第 10 条　本指針及び雑誌に関する問い合わせ窓口は、編集局とする。

（指針の改廃）
第 11 条　本指針は、編集局の議を経たうえで編集長が改廃する。

附則
本指針は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。

Presented by Medical*Online

静岡済生会総合病院医学雑誌 35（1）：65-66，2025

静岡済生会総合病院医学雑誌　執筆要領

令和 5 年 3 月 30 日版

この要領は、「静岡済生会総合病院医学雑誌投稿及び掲載指針」第 3 条第 2 項の規定に基づき、執筆に関する必要事項を定める。

1. 原稿の形式・記載は、次の通りとする。
   (1) 原稿は電子ファイル（「Microsoft Word®を推奨）で提出する。用紙サイズは A4 とする。
   (2) 論文は、論文題名、著者名、所属部署名（部署内のチーム名または院内・院外における組織横断的な委員会名等は別に明記)、職種名、共同著者名（所属部署名、職種名)、Key Words（3〜5 語程度）を記載する。
      ① 原著論文、総説は、抄録、目的（はじめに)、対象、方法、結果、考察、結語、文献の順に記載する。
      ② 症例報告は、抄録、はじめに、症例、考察、結語、文献の順に記載する。
      ③ 抄録は、和文 250 字程度にまとめる。
   (3) 原稿の文字数や図、写真、表などの数に制限はないが、編集局の判断で文字数や図表数の調節を依頼する場合がある。
   (4) 著者又は共同著者の所属部署は、研究が行なわれていた時点を記載する。論文完成後に所属部署が変更した場合は、著者の希望により最新の所属を記載することができる。
   (5) 数字は算用数字を用い、度量衡単位は国際単位（S.I）に準拠する。
   (6) 外国語で一般的に日本語化しているものはカタカナで表記する。
   (7) 略語を使うときは，初出時に正式名を記載する.
   (8) 論文の見出し表記は、「Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ.・・・」「1. 2. 3.・・・」「(1) (2) (3)・・・」とする。

2. 表・図類については、次の通りとする。
   (1) 表・図は通し番号とタイトルをつけ、鮮明なものを添付する。
   (2) 表の番号とタイトルは上部に、図の番号とタイトルは下部に記載（左寄せ）する。
   (3) 写真や図・表は原稿通り（JPEG、PDF、PNG、GIF、xlsx）に掲載するが、内容は未発表のものを原則とする。やむをえず転用する場合は、著作権保護に十分配慮する。

3. 個人情報保護のため、次の通りとする。
   (1) 患者・利用者個人の特定可能な氏名、患者番号、イニシャルまたは「呼び名」は掲載しない。
   (2) 患者の特定可能な住所などは掲載しない。
   (3) 日付の記載は、個人が特定できないと判断される場合は、必要に応じて年月までとする。
   (4) 他の情報と診療科名を照合する事により患者が特定される場合、診療科名は記載しない。
   (5) 顔写真を提示する場合には目を隠す。眼疾患の場合は顔全体がわからないように眼球のみ拡大写真とする。
   (6) 画像等に関して、症例を特定できる可能性のある情報は削除する。

4. 文献の記載は、次の通りとする。
   (1) 文献は本文に直接関係あるものにとどめ、引用順に通し番号を付し、本文中には文献番号を片カッコに入れて肩書きとして、最初の引用箇所に記載する。本文末尾には引用順に一覧を記載する。
   (2) 記載方法は次の通りとする。
      ① 雑誌の記載方法
         著者名(3 名までとする。それ以上は他または et al.とする）．論文題名．雑誌名 発行年;

Presented by Medical*Online

巻: ページ. doi

【例】

1) 済生三郎. 済生会総合病院の未来. 済生会医学雑誌 2014; 24: 10-11. doi: 10.1634/saisei.6-590.

2) Saisei C, Suruga B, Oshika C. Composition of the Saiseikai. Shizuoka Saiseikai Journal of Medicine 2016; 25: 70- 71. doi: 10.1634/saisei.6-590.

② 単行本の記載方法

著者名. 書名(版数) . 発行地 (海外の場合) : 出版社名; 発行年. ページ

【例】

1) 済生太郎, 済生花子. 済生会総合病院の歴史. 東京: 済生会出版; 2015. 16-20

2) Saisei S, Shizuoka A. The history of Saiseikai 5th ed. Italy : Saiseikai; 1911. 5-20,

③ インターネットの記載方法

著者名.出版年もしくは最終更新年. Web サイトのタイトル. URL.アクセス年月日

【例】

1) 済生風子. 2016. 済生会の明日 静岡済生会総合病院医学雑誌, http://www.siz.saiseikai.or.jp/hosp/. 2016.1.1 アクセス

2) Aoi S,SurugaB. 2015. The future of Saiseikai. http://www.siz.saiseikai.or.jp/hosp/. 2015.1.1 アクセス

附則

この要領は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。

Presented by Medical*Online